



日弁連審3第35号

2016年(平成28年)11月29日

金融庁長官 森 信 親 殿

日本弁護士連合会

会長 中 本 和 洋



弁護士が預り金専用口座を開設する際の口座名義について(要請)

日頃、当連合会の活動に御理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、当連合会は、貴庁に以下のとおり要請します。

1 要請の趣旨

弁護士又は弁護士法人(以下「会員」といいます。)が、預り金専用口座を開設するに際し、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他の預り金専用口座であることを明示する語を含む口座名義を用いることについては、法令上問題がない旨の見解を明らかにされ、その趣旨に沿った適切な対応がなされるように各金融機関に周知いただくよう要請します。

2 要請の理由

(1) 弁護士の預り金の管理に関する規律

当連合会は、2013年(平成25年)、会員が職務に関して預り保管する金員の取扱いの適正を図るために、新たに会規として「預り金等の取扱いに関する規程」を制定しました。

この会規により、会員は預り金の保管のため、預り金専用口座を開設することが義務付けられました。そのため会員においては、金融機関で預り金専用口座を開設するとともに、その際、「預り金」、「預り口」、「預り金口」その他の預り金専用口座であることを明示する語を含む口座名義を用いることが、前記会規の趣旨に沿う対応となりました。

(2) 改正の趣旨

前記会規の制定後も、会員による預り金横領等の問題事例が生じました。そこで、当連合会は、その対策として、従来の会員に対する預り金専用口座の開設義務の履行を担保するため、上記会規を改正して会員が開設した預り金専用口座を、その所属弁護士会に届け出ることを義務付け、さらに、一般口座と預り金専用口座の別を客観的に明らかにするため、預り金専用口座の口座名義に、

預り金、預り口、預り金口その他の預り金口座であることを示す語を用いることを義務付けることにより、自己の金員と預り金の分別管理の徹底を期すことを検討しております。

(3) 問題点

しかしながら、会員が金融機関で、預り金専用の口座を開設しようとした際に、前記のような語を用いる口座名義による口座開設を受け付けない金融機関があるとの事例が報告されています。

当連合会といたしましては、預り金専用口座であることが口座名義により明らかにされることにより会員の預り金管理の適正な管理が徹底され、依頼者の保護に資する措置であると思料します。

各金融機関に上記会規の改正の趣旨を御理解いただき、その趣旨に沿った適切な対応をしていただくため、貴庁の見解を明らかにした上で、各金融機関に周知いただきますよう要請いたします。

担当課 日本弁護士連合会審査部審査第三課（秋山，澤井，樋口）

電 話 03（3580）9841

FAX 03（3580）2866

E-MAIL akiyamat@nichibenren.or.jp

添付資料

資料1 預り金等の取扱いに関する規程現行規程・改正案対照表

資料2 預り金等の取扱いに関する規程の改正

預り金等の取扱いに関する規程 改正案・現行規程対照表

改正案	現行規程
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、弁護士又は弁護士法人である会員（以下「会員」という。）が職務に関して預かり保管する金員（以下「預り金」という。）及び預貯金（以下「預り預貯金」という。）の取扱いの適正を図るため必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、弁護士又は弁護士法人である会員（以下「会員」という。）が職務に関して預かり保管する金員（以下「預り金」という。）及び預貯金（以下「預り預貯金」という。）の取扱いの適正を図るため必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(流用の禁止)</p> <p>第二条 会員は、預り金及び預り預貯金を預かり保管した目的以外に使用してはならない。</p>	<p>(流用の禁止)</p> <p>第二条 会員は、預り金及び預り預貯金を預かり保管した目的以外に使用してはならない。</p>
<p>(預り金口座の開設)</p> <p>第三条 会員は、預り金の保管に備えるため、預り金のみを管理する専用の口座（以下「預り金口座」という。）を、銀行その他の金融機関に開設しなければならない。<u>ただし、高齢のため職務を行っていないとき、海外へ留学中であるとき、組織内弁護士（弁護士職務基本規程（会規第七十号）第五十条に規定する組織内弁護士をいう。）であって個人で事件を受任することが禁じられているときその他の預り金を保管する可能性が長期にわたらないときは、この限りでない。</u></p>	<p>(預り金口座の開設)</p> <p>第三条 会員は、預り金の保管に備えるため、預り金のみを管理する専用の口座（以下「預り金口座」という。）を、銀行その他の金融機関に開設しなければならない。</p>

本資料の改正案は、会内検討中のもので、正式に決定されたものではありませんので、その取扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

2 預り金口座の口座名義には、預り金、預り口、預り金口その他の預り金口座であることを明示する文字を用いなければならない。ただし、銀行その他の金融機関が預り金口座であることを明示する文字を用いた口座名義で口座を開設することに応じないときは、この限りでない。

3 会員は、全ての預り金口座（特定の依頼者又は事件に係るものを除く。）について、次に掲げる事項を所属弁護士会に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

一 銀行その他の金融機関及び店舗の名称

二 預貯金の種類

三 口座名義

四 口座名義に預り金口座であることを明示する文字を用いないときは、その理由

五 口座番号

4 会員は、第一項ただし書の規定により預り金口座を開設しないときは、預り金口座を開設していない旨及びその理由を所属弁護士会に届け出なければならない。

(預り金の保管方法)

第四条 会員は、預り金を保管するときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法

(預り金の保管方法)

第四条 会員は、預り金を保管するときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法

<p>で保管しなければならない。</p> <p>2 会員は、一の事件又は一の依頼者について預り金の総額が五十万円以上となった場合において、当該預り金を十四営業日（日本銀行の休日を除いた日をいう。）以上にわたり保管するときは、当該預り金のうち五十万円以上の額を、預り金口座で保管しなければならない。</p> <p>（通知義務）</p> <p>第五条 会員は、依頼者のために相手方その他利害関係人から預り金を受領したとき（官公署の委嘱によるときを除く。）は、遅滞なく、依頼者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（預り証）</p> <p>第六条 会員は、依頼者から預り金を受領し、又は預り預貯金に係る通帳等の引渡しを受けたとき（官公署の委嘱によるときを除く。）は、依頼者に対し、預り証を発行しなければならない。ただし、口座振込みの方法で預り金を受領した場合にあっては、依頼者の請求があったときに限る。</p> <p>（記録義務）</p> <p>第七条 会員は、預り金及び預り預貯金を保管するに当たり、入出金の年月日及び金額並びに入金の目</p>	<p>で保管しなければならない。</p> <p>2 会員は、一の事件又は一の依頼者について預り金の総額が五十万円以上となった場合において、当該預り金を十四営業日（日本銀行の休日を除いた日をいう。）以上にわたり保管するときは、当該預り金のうち五十万円以上の額を、預り金口座で保管しなければならない。</p> <p>（通知義務）</p> <p>第五条 会員は、依頼者のために相手方その他利害関係人から預り金を受領したとき（官公署の委嘱によるときを除く。）は、遅滞なく、依頼者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（預り証）</p> <p>第六条 会員は、依頼者から預り金を受領し、又は預り預貯金に係る通帳等の引渡しを受けたとき（官公署の委嘱によるときを除く。）は、依頼者に対し、預り証を発行しなければならない。ただし、口座振込みの方法で預り金を受領した場合にあっては、依頼者の請求があったときに限る。</p> <p>（記録義務）</p> <p>第七条 会員は、預り金及び預り預貯金を保管するに当たり、入出金の年月日及び金額並びに入金の目</p>
--	--

本資料の改正案は、会内検討中のもので、正式に決定されたものではありませんので、その取扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

的及び出金の使途を記録しなければならない。

- 2 会員は、前項に規定する記録を、当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了した後三年間保存しなければならない。

(収支報告)

第八条 会員は、依頼者の請求があったとき、及び当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了したとき（官公署の委嘱による職務が終了したときを除く。）は、依頼者に対し、入出金の概要を記載した書面により、預り金及び預り預貯金の収支について報告しなければならない。

(弁護士会による照会)

第九条 弁護士会は、所属する会員について、預り金若しくは預り預貯金を返還しない旨の懲戒の請求若しくは紛議調停の申立てがあったとき、預り金若しくは預り預貯金の返還に関する苦情が三月間に三回（同一の者からの同一の案件に係る苦情は一回とみなす。）以上あったとき、又は第二条から前条までの規定に違反すると思料する相当の理由があるときは、当該会員に対し、預り金及び預り預貯金の保管状況全般について、次に掲げる事項を照会し、調査することができる。

的及び出金の使途を記録しなければならない。

- 2 会員は、前項に規定する記録を、当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了した後三年間保存しなければならない。

(収支報告)

第八条 会員は、依頼者の請求があったとき、及び当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了したとき（官公署の委嘱による職務が終了したときを除く。）は、依頼者に対し、入出金の概要を記載した書面により、預り金及び預り預貯金の収支について報告しなければならない。

(弁護士会による照会)

第九条 弁護士会は、第二条から前条までの規定に違反すると思料する相当の理由があるときは、所属する会員に対し、預り金及び預り預貯金の保管状況全般について、次に掲げる事項を照会し、調査することができる。

本資料の改正案は、会内検討中のもので、正式に決定されたものではありませんので、その取扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

<p>一 <u>預り金及び預り預貯金に係る入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の使途</u></p> <p>二 <u>預り金口座の開設の有無、預り金口座を開設している場合にあっては当該預り金口座に係る次に掲げる事項及び預り金口座を開設していない場合にあってはその理由</u></p> <p>イ <u>銀行その他の金融機関及び店舗の名称</u></p> <p>ロ <u>預貯金の種類</u></p> <p>ハ <u>口座名義</u></p> <p>ニ <u>口座名義に預り金口座であることを明示する文字を用いないときは、その理由</u></p> <p>三 <u>口座番号</u></p> <p>三 <u>預り預貯金の保管の有無及び預り預貯金を保管している場合にあっては当該預り預貯金に係る次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>銀行その他の金融機関及び店舗の名称</u></p> <p>ロ <u>預貯金の種類</u></p> <p>ハ <u>口座名義</u></p> <p>ニ <u>口座番号</u></p> <p>四 <u>第四条に規定する保管方法の実施の有無</u></p> <p>五 <u>第五条に規定する通知の実施の有無</u></p> <p>六 <u>第六条に規定する預り証発行の有無</u></p> <p>七 <u>前条に規定する収支報告の有無</u></p>	<p>一 入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の使途</p> <p>二 <u>第三条に規定する預り金口座開設の有無</u></p> <p>三 <u>第四条に規定する保管方法の実施の有無</u></p> <p>四 <u>第五条に規定する通知の実施の有無</u></p> <p>五 <u>第六条に規定する預り証発行の有無</u></p> <p>六 <u>前条に規定する収支報告の有無</u></p>
--	--

(照会に対する回答義務)

第十条 会員は、前条の規定による照会を受けたときは、弁護士会に対し、速やかに、預り金又は預り預貯金に関する帳簿、通帳その他の第七条に規定する記録の写し（当該記録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面に印刷したもの）を添付して、書面で回答しなければならない。ただし、依頼者、相手方その他利害関係人の氏名、経緯等事件の内容に関わる事項が記録に含まれている場合は、当該事項を伏せて回答することができる。

(弁護士会の措置等)

第十一条 弁護士会は、前条に規定する回答に基づき調査した結果、相当と認めるときは、次に掲げるいずれか又は各号の措置を採る。

- 一 当該会員に助言すること。
- 二 当該会員について懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手續に付し、弁護士会の綱紀委員会に事案の調査をさせること。

2 弁護士会は、前項第一号の措置を採った会員に対し、助言に応じた措置の実施状況を報告するよう求めることができる。

3 前項の規定により報告を求められた会員は、これに応ずるよう努

(照会に対する回答義務)

第十条 会員は、前条の規定による照会を受けたときは、弁護士会に対し、速やかに、預り金又は預り預貯金に関する帳簿、通帳その他の第七条に規定する記録の写し（当該記録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面に印刷したもの）を添付して、書面で回答しなければならない。ただし、依頼者、相手方その他利害関係人の氏名、経緯等事件の内容に関わる事項が記録に含まれている場合は、当該事項を伏せて回答することができる。

(弁護士会の措置等)

第十一条 弁護士会は、前条に規定する回答に基づき調査した結果、相当と認めるときは、次に掲げるいずれか又は各号の措置を採る。

- 一 当該会員に助言すること。
- 二 当該会員について懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手續に付し、弁護士会の綱紀委員会に事案の調査をさせること。

2 弁護士会は、前項第一号の措置を採った会員に対し、助言に応じた措置の実施状況を報告するよう求めることができる。

3 前項の規定により報告を求められた会員は、これに応ずるよう努

本資料の改正案は、会内検討中のもので、正式に決定されたものではありませんので、その取扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

めなければならない。

4 弁護士会は、会員が前条に規定する回答をしないときは、当該会員を懲戒の手續に付し、弁護士会の綱紀委員会に事案の調査をさせることができる。

（秘密の保持）

第十二条 弁護士会の役員及び職員は、第三条第三項若しくは第四項又は第十条の規定により知り得た会員の預り金及び預り預貯金に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 第三条、第九条、第十一条第四項及び第十二条の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。
- 2 第三条第二項の改正規定の施行の際現に開設している預り金口座については、第三条第二項の改正規定の施行の日から三年間は、当該預り金口座の口座名義に預り金口座であることを明示する文字を用いないことができる。

めなければならない。

（新設）

（秘密の保持）

第十二条 弁護士会の役員及び職員は、第十条の規定により知り得た会員の預り金及び預り預貯金に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

「預り金等の取扱いに関する規程」の改正

現行規定

第3条

口座開設義務

第9条

弁護士会の調査権

改正案

第3条

強化①

- ・ 預り金口座
届出義務
- ・ 預り金口座であることを明示する
文字の使用義務

第9条

強化②

- ・ 調査権発動端緒の
明文化(具体化)